

実質化された人・農地プラン

※朱書き個所は意見書等により修正したもの

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	谷住郷地区 妙見谷・上口・天神郷・船津・市集落	令和3年3月24日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	7.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.0ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.5ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和2年1月に実施した「集落の農業の将来に関するアンケート調査(n=31)(以下、アンケートという。)」によれば、75歳以上が23%、70歳以上は全体の51%に上る。
また、当集落では、75才以上の農業者で後継者未定の耕作面積より、今後、中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積が少ない状況であり、担い手の確保に併せ、担い手への農地集積・集約化等が課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

当集落の畑地には、認定農業者1経営体が施設栽培を行っているが、現状維持の意向を示している。

当集落の水田には、認定農業者1経営体が参入しており、担い手不在農地の引き受け意向を示している。このため、既存の耕作者と連携をとりながら、農地集約化を検討していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

アンケート調査によれば、「わからない」が48%、「必要である」が39%となっているが、外国人やUIターン者等、受け入れ環境を整備する意向が示された。具体的には、市内外から事業農家や家庭菜園に取り組みたい人を募集し、農地(市民農園など)とセットで受け入れ支援を行っていく。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査によれば、ほ場整備等の基盤整備が「わからない」が52%、「必要ない」が35%となっている。当集落は、ほ場整備(妙見谷の一部の水田、2.1ha、H19~H25)が実施済みである。当集落の畑地では、耕作専用道がなく、大型機械の導入が困難な他、茶畑と野菜畑が混在しており、担い手等の農地集約、規模拡大に支障をきたしている。このため、その対策を検討していく。また、小谷川左岸の水田では、獣害被害により排水路が埋塞した箇所があるなど、その効用回復等の改善を検討していく。

■新規・特産化作物の取組方針

当集落は水稲及び茶を中心に、野菜(産直向け等)の作物が生産されている。アンケート調査によれば、水稲を行っている耕作者のほとんどが現状維持を示しているが、野菜については拡大の意向を示す耕作者もあった。当集落で栽培される茶は、60年以上の歴史を誇る住江茶業組合が、特産品としてその生産を支えている。当集落は、茶、野菜、水稲など多様な作物が生産されており、そのブランド化などの高付加価値化と、その維持が課題となっている。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

アンケート調査によれば、「集落全体を囲う防策を設置し、鳥獣の進入防止を図る」の回答が最も多かった。当集落では、畑地の山側には防護柵が設置され、その対策を講じている。しかしながら、近年、小谷川沿線の防護柵未設置箇所から、イノシシの侵入により被害が拡大している。このため、こうした箇所に早急に防護柵を設置することで、被害の軽減を図っていく。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「既存の担い手に農地を集積し、集落の農地を守っていく」が28%、「UIターン者や新規就農者等の担い手を取り組み、集落全体で支えながら農地を守っていく」が26%、「近隣の担い手(集落営農組織等)と協力し、集落の農地を守っていく」が18%と回答し、回答者の72%が担い手と連携を取りながら、集落の農地を守っていく方向性が示された。当集落は、畑地については、住江茶業組合や認定農業者1経営体、比較的大規模な個人農家への農地集約、水田については、入作する認定農業者1経営体と、既存の耕作者が連携をとりながら、集落の農地を保全していく。

■その他の取組方針

当集落において、多面的機能支払交付金制度に取り組む谷住郷環境保全組合の活動が、農地の保全に大きな役割を果たしており、引き続き農地・農業用施設の適切な管理を行っていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	2経営体		1.7 ha		2.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。